

岩手県産木材を活用したベンチ製作業務 実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名称
岩手県産木材を活用したベンチ製作業務
- (2) 業務目的
岩手県産木材を活用したベンチを製作し、県産木材利用の促進を図ること。
- (3) 業務内容
上記目的を達成するため、以下の業務に関する一連の業務
ア 岩手県産木材を活用したベンチの企画デザイン、製作、設置
イ その他、岩手県産木材の利用促進に関する提案（任意）
- (4) 設置場所
岩手産業文化センター（滝沢市砂込389番20）
- (5) 事業主体
岩手県（担当課：産業経済交流課）
- (6) 委託期間
契約締結の日から令和4年12月15日（木）まで

2 委託料上限額

1,100,000円以内（税込み）

3 契約方法

- (1) 契約方法
企画競争による随意契約
- (2) 契約根拠
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さない契約）
- (3) 随意契約理由
本事業の実施に当たり、事業効果を十分に確保するためには、予算の範囲内で県産木材を活用することに加え、県内外からの来場者が訪れる公の施設という特性上、よりデザイン性の高い製品を提案する業者を選定し、契約することが適当と認められるため。

4 募集概要等

- (1) 募集方法
資料2「企画コンペ実施要領」のとおり
- (2) 募集期間
令和4年8月26日（金）から令和4年9月16日（金）午後5時まで
- (3) 審査・選考
別途設置する「企画提案選考委員会」において、別途定める審査要領に基づき審査、選考する。
- (4) 結果通知方法
応募者あて通知するとともに、県ホームページで公表する。